

FP 相続新聞 【相続貧乏にならないために】

寄付をしたら相続税はどうなる？

令和2年 4月号

紀 州のドンファンこと野崎幸助氏が、急性覚醒剤中毒で死亡した後、5年前に作成された、田辺市に全財産(13億円余)を寄付する旨の自筆証書遺言が見つかり、遺留分(法定相続割合
3/4×
半分
=3/8)
を有する相続人若妻との遺産分割



協議が気になるところで週刊誌等を賑わしました。ネットでは、相続にからみ寄付を求める様々な団体等の広告があふれています。寄付をした場合の相続税の取り扱いはどうなっているのでしょうか。

● 原則として、相続財産を受けとった者は、個人であれば相続税が課税され、法人であれば法人税が課税されることとなりますが、相続税法には、①皇室経済法の規定で皇嗣が皇位継承とともに受けたもの ②墓所や祭具などに準じるもの ③公益を目的とした事業に使われるもの ④心身障害者共済制度の給付金の権利 ⑤相続人の取得した保険金の一部 ⑥相続人の取得した退職金の一部、の6つが非課税財産となることが定められています。● 従って、③に該当する公益性の高い者が受け取った場合は、その財産には相続税が課税されません。対象となるのは、国・地方公共団体を始め、社会福祉・更生保護・保育・学校又は認定こども園・宗教、慈善、その他公益を目的とする事業を行う個人(社団・財団を含む)が相続又は遺贈により取得する財産です。但し、その財産が、2年以内に公

益を目的とする事業の用に供されることが確実なものに限られ、その寄付先と特別な関係がある場合には非課税とはなりません。● 又、相続財産を取得した相続人が寄付する場合は、対象は「国・地方公共団体、又は特定の公益法人」に限られますので注意を要します。例えば、現預金の相続を受けた相続人が、そのお金をお寺に寄付したり、近所の神社に寄付したりするケースでは、遺言書がなく又は遺言書があっても寄付に関する記載がない場合には、相続人が引き継いだ遺産の中からお寺や神社に寄付をしても相続税は非課税となりません。しかし、生前に老人ホームに入所していた場合で、死亡後に、それを経営している社会福祉法人に寄付をするケースでは、それが遺言によるものか相続人の寄付であるかに拘わらず、どちらであっても相続税は非課税となります。● この非課税適用を受けるためには、申告期限までに贈与し、そして、相続した財産そのものを寄付する必要があります。例えば相続した不動産を処分した後、そのお金を寄付しても非課税にはなりませんので注意を要します。遺言により寄付を行った結果、相続財産が基礎控除額以下となった場合は、相続税の申告は必要ありませんが、相続人が取得した財産を寄付したことによって基礎控除額以下となった場合は、申告をしなければ認められません。● 相続人が相続を受けた財産から寄付を行い、相続税の寄付金控除の特例を受けた場合、相続人の毎年の収入に対する所得税の寄付金控除も受けることができます。寄付金控除の限度額は、その年の総所得金額の約40%相当額まで可能ですので、相続人の所得が高い場合、遺言による寄付ではなく、相続人が寄付する選択がより節税を図れることになります。